

令和4年9月1日

保護者 様

倉敷市教育委員会

学習者用端末(Chromebook)の家庭学習等での活用について

平素より本市の教育活動に、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本市では、国のGIGAスクール構想を受け、令和2年度より児童生徒に1人1台の学習者用端末を貸与し、学校での授業や諸活動において活用しているところです。

昨年度からは、新型コロナウイルス感染等により通学が困難になった場合において、端末を希望により持ち帰り、家庭でも学習を継続することを可能としています。

そして、現在は、「児童生徒の情報活用能力の育成」や「自主学習・家庭学習への活用」等のため、学習者用端末の持ち帰りについて準備を進めております。その一環として、1学期には小中学校の児童生徒を対象に家庭への持ち帰りを実施しました。今後は、**令和5年度からの持ち帰り運用開始**を目指し、高等学校や特別支援学校も含め、試行として希望校による持ち帰りを進めていくことといたします。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、**ご家庭のWi-Fi（無線通信）環境整備を進めていただく**とともに、今後の試行としての持ち帰りや、非常時の緊急貸出しに対応できるようにするため、**別紙「学習者用端末（Chromebook）貸出申請書兼同意書」へ記入し、担任あてにご提出**くださいますようお願いいたします。

記

1 主なスケジュールについて

9月 「学習者用端末（Chromebook）貸出申請書兼同意書」の提出

2学期～ 試行として、端末の持ち帰りを進めます。

※学年やクラスで持ち帰りの日を設定し、持ち帰ります。

※臨時休校等により端末を持ち帰る場合があります。

※冬季休業中は、全校による端末の持ち帰りを予定しています。

令和5年度～ 全校を対象として、端末の持ち帰り運用開始（予定）

2 「学習者用端末（Chromebook）貸出申請書兼同意書」について

事前に提出していただくことで、臨時休校等による非常時にすぐ貸出しできるようにするため、全児童生徒を対象に提出をお願いすることとしています。

※提出期限 9月12日（月）

3 試行としての持ち帰りや臨時休校等による持ち帰りで、端末が紛失、故障・破損した場合の対応について

速やかに学校に連絡してください。修繕にかかる費用は原則、市が負担します。ただし、紛失、故意又は重大な過失による破損については、保護者負担になる場合があります。

4 現在 Wi-Fi（無線通信）環境がなく、今後環境を整備される場合の対応方法について 今後環境を整備される場合の対応につきましては、次のような方法が考えられます。

(1) 自宅のパソコンなどでインターネットを利用している場合

リースや購入により Wi-Fi ルーターを用意し、モデムに接続する。

(2) スマートフォンのみでインターネットを利用している場合

スマートフォンのテザリング機能を利用し、インターネットに繋げる。

(3) ご家庭でモバイル Wi-Fi ルーターを用意する場合

リースや購入により、モバイル Wi-Fi ルーターを用意し、通信事業者と通信契約をする。

※現在の家庭通信環境の状況により、最適な整備方法が異なりますので、詳しくは、契約している通信事業者などにご相談ください。

※家庭の Wi-Fi(無線通信)環境が整わず、モバイル Wi-Fi ルーターの貸出しを希望される場合は、学校にご連絡ください。モバイル Wi-Fi ルーター本体のみを貸与しますが、SIMカードの契約及び通信に係る費用は保護者負担になります。